



平成 27 年 12 月 7 日

各 位

会 社 名 日本瓦斯株式会社
代表者名 代表取締役社長 和田 眞治
(コード：8174、東証第 1 部)
問合せ先 IR・資本戦略部長 清田 慎一
(TEL. 03-5308-2116)

募集価格等の決定に関するお知らせ

平成 27 年 11 月 27 日開催の当社取締役会において決議いたしました海外市場における自己株式の処分
に関し、募集価格等を下記のとおり決定しましたので、お知らせいたします。

記

1. 海外市場における自己株式の処分

- | | |
|-----------------------------------|--|
| (1) 募 集 株 式 の 種 類 及 び 数 | 下記①及び②の合計による当社普通株式 7,951,000 株 ①海外募集の対象株式として当社普通株式 7,228,000 株 ②国際募集における引受人に付与する追加的に処分する当社普通 株式を買取る権利の対象株式の上限として当社普通株式 723,000 株 |
| (2) 募 集 価 格 (注) 1. | <u>1 株につき金 2,553 円</u> |
| (3) 募 集 価 格 の 総 額 (注) 2. | <u>20,298,903,000 円</u> |
| (4) 払 込 金 額 (注) 1. (会社法上の払込金額) | <u>1 株につき金 2,445.48 円</u> |
| (5) 払 込 金 額 の 総 額 (注) 2. | <u>19,444,011,480 円</u> |
| (6) 払 込 期 日 | <u>平成 27 年 12 月 14 日 (月)</u> |

(注) 1. 会社法上の払込金額は、国際募集及び米国プレースメントのいずれについても、募集価格から引受人の 1
株あたりの対価相当額を控除した金額です。当社が払込みを受ける金額は、国際募集については会社法上
の払込金額と同額であり、米国プレースメントについては募集価格と同額です。

(注) 2. 引受人が上記(1)②記載の追加的に処分する当社普通株式を買取る権利を全て行使した場合の数字です。

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の自己株式
の処分に関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず、投資勧誘又はそれに
類する行為を目的として作成されたものではありません。なお、本件においては国内における募集は行われません。
また、この文書は、米国における当社普通株式についての投資の募集、購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。
1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募
集又は販売を行うことは出来ません。米国において証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作
成される英文の目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

<ご参考>

1. 募集価格の算定

| | | |
|-----------------|-----------------------------|----------------|
| (1) 算定基準日及びその価格 | <u>平成 27 年 12 月 7 日 (月)</u> | <u>2,688 円</u> |
| (2) ディスカウント率 | | <u>5.02%</u> |

2. オーバーアロットメント等について

国際募集にあたり、その需要状況等を勘案した結果、当社普通株式 723,000 株の追加的な募集（以下「オーバーアロットメント」という。）を行います。

オーバーアロットメントに関連して、オーバーアロットメントにかかる受渡しに必要な株式を引受人に取得させるために、引受人に対し追加的に処分する当社普通株式を買取る権利を付与しております。

また、引受人は、平成 27 年 12 月 8 日（火）から平成 27 年 12 月 10 日（木）までの間、オーバーアロットメントにかかる受渡しに充当することを目的として、株式会社東京証券取引所において、オーバーアロットメントの対象となる当社普通株式数を上限とする当社普通株式の買付けを行う場合があります。

3. 調達資金の使途

今回の海外市場における自己株式の処分により調達する手取概算額上限 19,344,011,480 円については、平成 27 年 12 月から平成 30 年 3 月までに、10,000,000,000 円を都市ガス事業における顧客獲得費用に、3,344,011,480 円を営業拠点の増設やハブ充填所の新設などのインフラ整備及びブランド構築費用に、6,000,000,000 円を LP ガス事業における顧客獲得費用として支出する予定です。なお、具体的な充当時期までは、安全性の高い金融商品等で運用する予定です。

詳細につきましては、平成 27 年 11 月 27 日に公表いたしました「海外市場における自己株式の処分に関するお知らせ」をご参照ください。

以 上

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の自己株式の処分に関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず、投資勧誘又はそれに類する行為を目的として作成されたものではありません。なお、本件においては国内における募集は行われません。また、この文書は、米国における当社普通株式についての投資の募集、購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことは出来ません。米国において証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文の目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。